

士別市空き家・空き地バンク 重要事項説明書

【ホームページの建物・土地情報】

1. 掲載の「建物状態の情報」・「土地情報」は、目視によって確認したおおよその状態であり、詳細な調査を行ったものではありません。

バンクを利用する場合は、必ず現地確認をして建物及び土地の状態を確認してください。

2. 掲載されている情報は、掲載時点から更新されていない場合がありますので、掲載時点からの経過期間及び管理状況によって建物の状態が変わっている場合があります。

バンクを利用する場合は、必ず現地確認をして建物及び土地の状態を確認してください。

3. 物件の相談、交渉、契約、改修工事などの手続きを行う場合の「媒介業者」が決定している場合は、業者名を掲載いたしますので、登録申込時に必ずお知らせください。

また、後日、媒介業者を選定する場合には、その媒介業者が決定次第お知らせいただき、登録の場合はホームページに掲載し、利用の場合は、物件登録者に通知します。

4. 「希望売却価格及び賃料」は、物件の登録者が希望する価格であり、宅地・建物取引業の資格者が鑑定したものではありません。

【業者の選定と業務】

5. 不動産関係手続き及び改修等のための業者を市は斡旋しませんので、ご希望がございましたら「協力業者一覧」に掲載の事業所から選定して下さい。

6. 協力業者一覧に掲載の事業所は、本バンク制度の趣旨に賛同し、自ら掲載を希望した事業所であり、取引実績、工事实績、品質保証など事業所の信頼性を「士別市」が保証するものではありません。

7. 物件の調査、見積り、媒介、契約などを業者へ依頼する場合は、その業務に対して「料金」が発生する場合がありますので、依頼される事業所と直接ご相談していただきます。

8. 調査、見積り、媒介、契約、工事などでトラブルが発生した場合は、当事者間で協議を行っていただきます。

この場合に「士別市」は、その協議に介入することが一切できません。

【個人情報の取り扱い】

9. バンクを利用するにあたって知り得た個人情報を他の目的のために利用することは「士別市個人情報保護条例」で禁止されています。

10. 利用申し込みを受理した時点で、物件登録者の氏名、住所、電話番号、媒介業者など、相談を行う場合に必要な個人情報を利用者にお知らせします。

同時に、物件登録者へは、利用者の氏名、住所、電話番号、媒介業者など、利用者の所在などが明らかとなる個人情報を物件登録者にお知らせします。

【登録申請時の調査】

11. 登録申請をする物件は、「登録申請者立会」のもと士別市職員が目視調査を行い、登録の可否を判断し、登録が適当ではないと判断した場合は、その理由を文書により通知します。

12. 目視調査では、高所の部分、床下、小屋裏、構造、断熱状況、境界杭、地質、給排水管・器具、ガス配管・器具、灯油配管・器具、電気配線・器具、テレビ配線・アンテナ、電話配線及びインターネット接続状況は確認を行いませんので、掲載する情報は一部であり、「士別市」が物件の状態を保証するものではありません。

【登録物件の維持保全】

13. 登録が完了した物件は、常に良好な管理状態で「維持保全」を行うよう努めていただきます。

なお、管理状態が不適切で物件の破損状況等が劣悪となり、バンク登録物件として適切ではないと判断した場合は、登録を「抹消」する場合があります。

上記の重要事項について説明を受け、承認しました。

年 月 日

住所

氏名

電話

㊞